

公職選挙法改正により、衆議院小選挙区の区域が改定されました。  
**「台東区の北東部」**に当たる次の地域は東京都第14選挙区になります。  
 14選挙区は同地域と墨田区、荒川区です。

東上野6丁目、下谷2丁目(13番1号~13番5号、13番14号~13番24号、14番、15番及び24番)、入谷1丁目(1番から3番、9番~14番、21番~28番、32番及び33番)、入谷2丁目(1番~33番)、松が谷1丁目、松が谷2丁目、松が谷3丁目、松が谷4丁目、西浅草2丁目、西浅草3丁目、浅草2丁目(13番~27番)、浅草3丁目、浅草4丁目、浅草5丁目、浅草6丁目、浅草7丁目、千束1丁目、千束2丁目、(1番~32番)千束3丁目、千束4丁目、今戸1丁目、今戸2丁目、東浅草1丁目、東浅草2丁目、橋場1丁目、橋場2丁目、清川1丁目、清川2丁目、日本堤1丁目、日本堤2丁目(1番~35番)

今回の区割変更は、「1票の格差」に関する最高裁判決に基づき、東京の25の小選挙区の有権者数を平準化するために行われました。

